ID:　153

担当部署:　都市政策部 都市戦略室 建築住宅課

| | |
|---|---|
| **処分の概要** | 従前居住者用住宅の自動車保管場所の使用許可の取消し等 |
| **例規名<br>根拠条項** | 芦屋市震災復興地区住宅市街地整備総合支援事業に係る従前居住者用住宅の設置及び管理に関する条例　第9条の4第5項 |
| **例規番号** | 平成8年条例第27号 |

**【根拠条文】**

（保管場所の目的外使用許可等）

第9条の4　市長は、従前居住者用住宅入居者以外の者で、次の各号に掲げる条件をいずれも具備するものに、入居者の使用に支障が生じない限りにおいて保管場所を使用させることができる。ただし、市長がその使用を適当でないと認める場合は、この限りでない。

(1)　市内に住所若しくは勤務場所を有する個人又は市内に事務所若しくは事業所を有する法人その他の団体であること。

(2)　自ら使用するため保管場所を必要としていること。

(3)　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同法第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

2　前項の規定により保管場所を使用しようとする者は、自動車保管場所目的外使用承認申請書を提出し、市長の許可を得なければならない。

3　前項の許可を受けた保管場所の使用料は、別表第3に定める額とし、その月分を毎月5日までに納付しなければならない。ただし、月の途中で使用を始め、又は使用を終えた場合であっても使用料の額は、その月分の月額とする。

4　前項の保管場所の使用料については、減免し、又は徴収猶予しない。

5　市長は、保管場所の使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、保管場所の使用許可を取り消し、又は明渡しを請求することができる。

(1)　第1項の使用者資格を失ったとき。

(2)　不正の行為により使用許可を受けたとき。

(3)　保管場所の使用料を1月以上滞納したとき。

(4)　正当な理由によらないで15日以上保管場所を使用しないとき。

(5)　前各号のほか、保管場所の管理上必要があると認めるとき。

別表第3（第9条の2及び第9条の4関係）

自動車保管場所使用料

| 保管場所 | 使用料月額<br>円 |
|---|---|
| 精道町団地（入居者による使用） | 8,000 |
| 精道町団地（第9条の4の規定による使用） | 14,000 |
| 津知町団地（入居者による使用） | 8,000 |
| 清水町団地（入居者による使用） | 8,000<br>建物内　10,000 |

**【基準】**

根拠条文に同じ。

| |
|---|
| |
| 備考 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| **設 定 年 月 日** | 平成28年4月1日 | **最終変更年月日** | 令和5年4月1日 |